

公 告

公募型プロポーザルの実施(公告)

長崎県警察本部庁舎建設工事の設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成 24 年 7 月 31 日

長崎県知事 中村 法道

1 業務概要

- (1) 業務名 長崎県警察本部庁舎建設工事の設計業務
- (2) 業務内容 基本設計・実施設計
- (3) 建設場所 長崎県長崎市尾上町
- (4) 履行期間 契約日から平成 25 年 11 月 29 日まで
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書(プロポーザル要項 2 業務規模)に示す規模とする。

2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体(以下「設計JV」という。)とする。

(1) 設計JVに関する要件

構成員数は、3とする。

各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計JVの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。

各構成員の出資比率は、10%以上とする。

(2) すべての構成員に関する要件

「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」(昭和 53 年長崎県告示第 975 号)第 2 により入札参加資格者名簿(有効期限：平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)において、コンサルタント登録の業種に建築士事務所(一級)として登載している者であること。

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。

参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

見積執行日までにおいて、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(3) 代表構成員に関する要件

平成 14 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに業務が完了した庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設計業務(設計意図伝達業務(平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第三号による。以下同様

とする。)を除く。)のうち、延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が 10,000 m²以上のものを元請けとして行った実績を有すること(設計JVによる実績は、代表構成員としての実績とする。)

平成 14 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに業務が完了した庁舎又は事務所の新築又は増築に係る設計業務(設計意図伝達業務を除く。)のうち、延床面積(増築の場合は、増築部分の延床面積)が 10,000 m²以上のものを元請けとして行った実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること(設計JVによる実績は、代表構成員としての実績とする。)

設計JVにおける出資比率は、その他の各構成員の出資比率を上回ること。

(4) その他の構成員に関する要件

長崎県内に本店を有する建設関連業者であること。

注)「本店」とは、会社法第 49 条に基づき本店住所として登記した所在地を本店とし、それによらない者については、長崎県調査・設計・測量の入札参加資格申請書審査実施要領に基づき様式 1 - 1 により提出された住所所在地を本店とみなす。

3 審査

(1) 審査方法

審査は、プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により行う。審査委員の氏名は、プロポーザル説明書に記載する。

一次審査

設計者選定の手続きに参加する設計JVからの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な参加者を 5 者程度選定する。実施時期は、平成 24 年 9 月上旬の予定

二次審査

一次審査で選定した参加者に対し、技術提案書の提出を要請し、併せて実施するヒアリングに基づき、下記の特定基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、平成 24 年 10 月下旬の予定。なお、ヒアリングは公開で行う予定である。詳細については、該当者に後日通知する。

(2) 審査基準

一次審査(選定基準)

評価項目	評価事項	配点	
事務所の体制 実績	組織体制 業務実績 (基礎的審査)	有資格者数、実績数を評価	50 点
	業務実績 (専門的審査)	業務実績の内容を総合的に評価	50 点
担当チームの経験等	管理 主任技術者 (基礎的審査)	管理、主任技術者の経験年数、業務実績数、受賞歴件数等を評価	50 点
	業務実績 (専門的審査)	業務実績の内容を総合的に評価	50 点
業務の実施方針	業務の実施方針 (専門的審査)	・警察本部庁舎の整備に関する考え方を総合的に評価	60 点
		・業務実施のための組織体制、作業スケジュールを総合的に評価	40 点
評価点の合計		300 点	

二次審査(特定基準)

評価項目		評価事項
特定テーマ (専門的審査)	特定テーマ 基本構想に掲げる基本理念を実現するための警察本部庁舎の基本的な考え方 構造、設備計画の考え方 防災・治安拠点整備の考え方 県民サービスとセキュリティの考え方 低炭素社会の実現と建築物の長寿命化の考え方 庁舎デザインの考え方	・提案内容の独創性、独自性や魅力 ・所定の施設計画としての妥当性、現実性、技術的信頼性など (提案者の企画力、技術力、デザイン力を総合的に評価)

二次審査においては、一次審査の評価も加味し、評価点を総計するとともに、担当予定技術者の人数、手持設計量及び参考見積額も勘案し評価するものとする。なお、評価点の総計において、上位の者の点数差が僅差(100点未満)の場合は、決選投票により最優秀者及び次点を決定する。

また、二次審査(特定基準)の配点等は、一次審査の選定者に対し技術提案書の提出要請と同時に通知し、併せて公表する(平成24年9月上旬の予定)。

4 契約の締結

審査委員会における二次審査の結果を踏まえて、設計候補者及び次点の設計候補者を決定し、設計候補者と本設計業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点の設計候補者と契約締結の交渉を行う。

5 本設計業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本設計業務の委託契約の相手方との随意契約により締結を行う予定の有無

有 (長崎県警察本部庁舎建設工事の設計その2業務)

上記の業務は、工事の施工時における設計意図伝達業務である。なお、当該業務に係る予算が成立しない場合は、契約の締結を行わない。

6 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す長崎県及び長崎県警察のホームページに掲載する。なお、各々のアドレスに記載する内容は同一である。

ホームページアドレス: <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

<http://www.pref.nagasaki.jp/subindex/oshirase/nyusatsu2.html>

<http://www.police.pref.nagasaki.jp/index11.htm>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータを CD-ROM により、 に定める期間、 に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、書留により、宛てに返信用封筒(定形外角2の大きさのもので、830円の切手を貼り付けたもの)を同封して請求すること。

期 間 平成24年7月31日(火)から平成24年8月24日(金)までの間(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

場 所 長崎県総務部県庁舎建設課建設班

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

電話 095-894-3163、3165 FAX095-894-3487

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。
- (2) 提出先 6(2) に同じ。
- (3) 提出期間 平成24年8月22日(水)から平成24年8月24日(金)までの間の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。
- (2) 提出先 6(2) に同じ。
- (3) 提出期間 平成24年10月16日(火)から平成24年10月18日(木)までの間の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書による。

10 問い合わせ先

- 6(2) に同じ。